

IV じん肺と労災補償

(ポイント)

じん肺によって療養が必要になると、次の労災保険給付などの給付を受けることができます。

- 1 療養補償給付
- 2 休業補償給付
- 3 障害補償給付
- 4 傷病補償年金
- 5 介護補償給付
- 6 そ の 他
遺族補償給付
葬 祭 料

じん肺が進行し療養等が必要になれば、労働者災害補償保険法に基づき療養補償給付、休業補償給付など、必要な保険給付が支給されます。ここでは、どのような労災保険給付をどのような手続で受けられるかについて紹介します。

1 労災保険給付の内容

(1) 療養補償給付

じん肺が進行して療養を必要とするようになった場合には、病院や診療所にかかることになります。この時の治療費や入院費などの費用については、労災保険から支払われます。これを「療養補償給付」といいます。療養補償給付には労災病院又は労災指定医療機関において無料で治療を受けられる現物給付としての「療養の給付」と、労災病院及び労災指定医療機関以外の病院等で療養を受けた場合に、療養にかかった費用を支給する「療養の費用の支給」の2種類があります。

この療養補償給付の対象者は、じん肺管理区分が管理4と決定された人又はじん肺管理区分が管理2もしくは管理3（イ又はロ）と決定された人でじん肺法施行規則で定める合併症（肺結核等）を併発した人です。

(2) 休業補償給付

じん肺が進行し療養しなければならなくなり、療養している間は働くことができない

い場合に、この療養のために休業した期間の賃金を補償するのが休業補償給付です。休業補償給付は、休業開始後4日目から給付基礎日額の8割（特別支給金を含む。）が休業の日数に応じて支給されます。（休業最初の3日間については、事業主が労働基準法第76条に規定する休業補償を行います。）

療養補償給付以外の労災保険給付の算出の基礎となる給付基礎日額は、原則として労働基準法に規定する平均賃金相当額です。この平均賃金とは、原則として、業務上の事由による傷病等の原因となった事故が発生した日又は診断によって疾病にかかったことが確定した日（賃金締切日が定められているときは、直前の賃金締切日）以前3か月間に、その労働者に対して支払われた賃金の総額をその期間の総暦日数で割った額、つまり1生活日当たりの賃金のことです。

なお、じん肺については、管理区分の決定を受けると、症状が進行しないように粉じん作業以外の作業への転換が行われますが、作業転換後に療養を必要とするようになった場合は、賃金が低くなる場合があります。そのような場合は、作業転換した日の直前3か月間の賃金により給付基礎日額を算定します。

(3) 障害補償給付

病気や「けが」が治ったときにも、身体に障害が残る場合に、その障害の程度に応じて保険給付が行われます。これを障害補償給付といいます。この障害補償給付の対象となる障害は、障害等級表に定められ、障害等級第1級から第7級までが障害補償年金、第8級から第14級までが障害補償一時金となっており、支給額は次の表に掲げるとおりとなっています。

障害補償年金	障害等級	第1級	給付基礎日額の313日分
	"	第2級	" 277日分
	"	第3級	" 245日分
	"	第4級	" 213日分
	"	第5級	" 184日分
	"	第6級	" 156日分
	"	第7級	" 131日分
障害補償一時金	障害等級	第8級	給付基礎日額の503日分
	"	第9級	" 391日分
	"	第10級	" 302日分
	"	第11級	" 223日分
	"	第12級	" 156日分
	"	第13級	" 101日分
	"	第14級	" 56日分

(4) 傷病補償年金

傷病補償年金は、じん肺等の業務上の傷病にかかっている人が、療養を開始して1年6か月を経過しても当該傷病が治ゆせず、かつ当該傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合に支給されるものです。

傷病補償年金の額は、傷病の状態に応じて支給されます。第1級は給付基礎日額の313日分、第2級は給付基礎日額の277日分、第3級は給付基礎日額の245日分となっています。なお、傷病補償年金が支給される人には、休業補償給付は支給されませんが、療養補償給付は、引き続いて病気が治るまで支給されます。

(5) 介護補償給付

介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金の第1級又は第2級（精神・神経障害及び胸腹部臓器障害の者に限る。）で、常時又は随時介護を必要とする人に対して支給されるものです。

介護費用として支出した額の実費が限度額まで支給されますが、親族又は友人・知人により介護を受けている場合であって、介護費用を支出していないとき及び介護費用として支出した額が一律定額を下回るときは、一律定額が支給されます。

(6) その他

業務が原因で亡くなった場合、これらのほかに、遺族補償給付、葬祭料が支給されます。

2 労災保険の請求手続

労災保険の請求手続は、以下のとおりです。なお、労災補償の請求様式につきましては、厚生労働省ホームページからダウンロードし印刷して下さい。正しく印刷できない場合や、このホームページに掲載されていない請求書等につきましてはお近くの労働基準監督署で入手して下さい。

(1) 療養補償給付請求の手続

労災病院または労災指定医療機関で療養を受けようとする場合は、「療養補償給付たる療養の給付請求書」（様式第5号）に必要な事項を記入し、療養を受けようとする病院を経由して、常時粉じん作業に従事した最終の事業場（以下「最終事業場」といいます。）を管轄する労働基準監督署長へ提出することが必要です。

労災病院及び労災指定医療機関以外の病院で療養を受けてその費用を請求しようと

する場合は、「療養補償給付たる療養の費用請求書」（様式第7号）に必要な事項を記入し、最終事業場を管轄する労働基準監督署長へ提出することが必要です。なお、指定薬局以外で薬剤を購入した場合や、指定訪問看護事業者以外から訪問看護を受けた場合等については、このほかにも請求書がありますので注意してください。

(2) 休業補償給付請求の手続

休業補償給付を受けるためには、「休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書」（様式第8号）に必要な事項を記入し、事業主及び主治医の証明を受けて、最終事業場を管轄する労働基準監督署長へ提出することが必要です。

また、休業特別支給金については、原則として、休業補償給付の請求と同時に行うこととなっており、様式も休業補償給付支給請求書と同じもので行います。

(3) 障害補償給付請求の手続

障害補償給付を受けるためには、「障害補償給付支給請求書・障害特別支給金支給申請書・障害特別年金支給申請書・障害特別一時金支給申請書」（様式第10号）に必要な事項を記入し、最終事業場を管轄する労働基準監督署長へ提出することが必要です。

(4) 傷病補償年金請求の手続

傷病補償年金の支給は、国が職権で決定しますので、他の保険給付と違い請求の手続を行う必要はありませんが、労働基準監督署長から求められた場合には、「傷病の状態等に関する届書」に医師の診断書等を添えて、最終事業場を管轄する労働基準監督署長へ提出することとなります。

(5) 介護補償給付請求の手続

介護補償給付を受けるためには「介護補償給付支給申請書・介護給付支給申請書」（様式第16号の2の2）に必要な事項を記入し、最終事業場を管轄する労働基準監督署長へ提出することとなります。

3 長期家族介護者援護金

一定の障害により障害等級第1級の障害補償年金または傷病等級第1級の傷病補償年金を10年以上受給していた方が、業務外の原因で死亡した場合、一定の要件を満たすご遺族の方に、長期家族介護者援護金を支給します。「長期家族介護者援護金支給申請書」に

必要な書類を添えて、労働基準監督署長へ提出することとなります。

なお、労災保険給付について、不明な点がありましたら、都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。